

# 一般社団法人SDGs推進協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人SDGs推進協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、世界を変えるための17の持続可能な開発目標「SDGs (Sustainable Development Goals)」の達成に向けた様々な取り組みを推進するため、日本国内はもちろん海外も含めて、その周知を図り普及活動に取り組むとともに、企業・団体・組織、及び個人が取り組むさまざまな活動をサポートしていくことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の普及、啓蒙、人材の育成に関する活動
- (2) 各都道府県、地域におけるSDGs推進活動を行う組織の設立及び運営に関するサポート
- (3) 各都道府県、地域におけるSDGs推進の活動、並びに地域間の情報交換、情報共有並びに連携のサポート
- (4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に資する製品の企画、製造、販売及び貸与
- (5) 持続可能な開発目標 (SDGs) に関する調査、研究、開発並びに知的所有権の取得
- (6) 持続可能な開発目標 (SDGs) に関する情報の収集、発信、提供並びにこれらに関わる出版
- (7) 持続可能な開発目標 (SDGs) に関する各種事業の企画、実施、運営及びサポート
- (8) 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に取り組む地方公共団体、企業、団体、組織など

への指導、支援などのコンサルティング

(9) 持続可能な開発目標 (SDGs) に関する映像ソフトの企画、制作、製造、販売、賃貸業務並びに放送・上映

(10) 知的所有権の所有・管理、提供及び商標提供

(11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する全ての事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 社員・会員

(会員)

第5条 当法人の会員は、正会員と一般会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 一般会員の分類は、別途定めるものとする。

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、総社員の議決権の3分の2以上の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社日の1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(会員規定)

第12条 会員の種別、会員に対する入会手続、入会金及び会費、会員資格及び権限、退会など会員に対する諸規定は、社員総会において別途定められた会員規程にて定める。

(入会)

第13条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、会員規程に定める基準により、代表理事がその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び職務権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(名誉会長、顧問及び参与)

第29条 この法人に、名誉会長1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、社員総会において任期を定めた上で、社員総会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、又は代表理事に対して意見を述べる。
- 4 名誉会長、顧問及び参与の報酬は、代表理事が設定し、社員総会の承認によって決定する。また、報酬とは別に、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第6章 附則

以下省略